

## 第2回都区財政調整協議会幹事会（R3.12.13）

### 主な発言概要

本資料は第2回幹事会における協議内容について、区側の聞き取りにより作成したものです。

#### ■ 道路改良工事費の見直し（態容補正）

##### 【都】

道路改良工事費の見直しについて、発言します。

第1回幹事会において、区側から、財調算定上の不整合が生じていると考える都の見解を問う発言がありました。

都の見解を申し上げる前に、まずは減算の状況を説明します。

論点メモにまとめておりますので、資料の方をご覧ください。

まず、昨年度の状況ですが、令和2年度については、1区1事業に対し、態容補正による減算を行いました。

当事業の地方負担額は約1億6千6百万円である一方、態容補正減算額は約56万円となり、約1億6千5百万円もの乖離が出ています。

前回の幹事会で、区側から、昨年度の協議により、算定の重複は、土木費における減算により適切に解消できていると考える旨の発言がありましたので、こちらも検証してみます。

昨年度の協議により見直した事項を反映している令和3年度については、1区1事業に対し、減算を行っております。

当事業の地方負担額約8百万円に対し、減算額は1千3百万円であり、その差はマイナス5百万円となっており、5百万円も余計に減算されることとなっております。

次に、先ほど説明した令和2年度の事例について、昨年度協議の見直しを反映して検証してみました。

下段の参考欄にありますとおり、昨年度の見直しを反映すると減算額は約6千2百万円と増額となります。

しかし、地方負担額と減算額の差は、まだ約1億4百万円もあります。このように昨年度協議の見直しを反映しても、金額は全く一致していません。

このように、昨年度協議した、道路改良単価及び本態容補正の見直し内容を踏まえたとしても、地方負担額と減算額が一致せず、その結果、令和2年度に関しては減算額が過少、また令和3年度に関しては減算額が過大となっております。

また、「整合」の意味を調べると、広辞苑では「整い一致すること。きちんと合わせること。」となっております。

こうしたように、昨年度の見直しを経ても、都市計画交付金算定対象の地方負担額と減算額が一致しないことから、不整合が生じていることは明らかです。

需要額の算定にあたっては、特定の区だけが過大・過少算定されることなく、公正性・公平性が担保されるべきと考えますが、区側は、こうした区間配分が公正・公平でない状態を是正する必要がないと考えているのか、見解を伺います。

また、今回説明したとおり、地方負担額と現行の減算額は、まったく一致せず整合していない状態となっておりますが、区側は何をもって「不整合は生じていないと考える」ことができるのか、その見解を伺います。

## 【区】

都側から説明のありました、道路改良工事費の態容補正の見直しについて発言いたします。

土木費の道路改良工事費では、すべての区道を対象に、都市計画事業以外の道路改良のための工事費を算定しています。その区道の一部を都市計画事業として施工した場合、都市計画交付金算定対象の地方負担額を都市計画交付金と財産費で算定することになるため、土木費の道路改良工事費において、都市計画事業施工面積分が重複することになります。

このため、態容補正で重複面積分を道路改良工事費から減算しているの、財調算定上の重複はすでに解消されています。よって、財調算定上は、重複する施工面積を一致させれば良く、都側提案のように減算する金額を一致させる必要はありません。

現在の算定方法により、都市計画事業として道路改良工事を施工した区に対する需要額の算定及び重複の減算は適切に行われており、区間配分が公正・公平でない状態は生じていないと考えます。

今回の都側提案は、都市計画交付金算定対象の地方負担額と土木費の減算額を同額とするものであり、これにより実質的に都市計画交付金対象事業の財源保障がなされなくなることを意味しています。

平成18年度財調協議において、都市計画交付金について、財調制度と合わせて特別区の都市計画事業の円滑な実施を図るとする枠組みの中で改善を図ると都区合意しています。それにも関わらず、今回の都側提案はそれを反故にする内容となっており、看過することはできません。

区側としては、本来であれば都市計画事業費については、財調で算定するのではなく、全額を都市計画交付金で賄うべきものと考えています。

今回、都市計画事業に関わる都側提案を受けました。このような見直しの提案を行う都側は、各区が行う都市計画事業の財源保障についてどのようにあるべきと考えているか、見解を伺います。

## ■ 特別交付金

### 【区】

私からは、特別交付金について2点発言いたします。

1点目は、「特別交付金の割合の引き下げ」についてです。

第1回幹事会において都側より、「特別な事情に該当しないものを、『5%の規模に見合うようにするため』に申請するのであれば、これを改めるべきであることは言うまでもありません。」との発言がございました。

各区は、現行の算定ルールに基づき「特別の財政需要」に該当すると考えられる事業について申請しているに過ぎません。

各区の申請に対する考え方に問題があるというような発言は、改めていただきたいと思います。

最後に、都側は、区ごとに異なる財政需要が5%を大きく超える規模で毎年申請されており、こうした財政需要を着実に受け止めるためには5%が必要と主張していますが、申請の規模が5%を下回れば、割合を引き下げると考えてよろしいでしょうか。都側の見解を伺います。

2点目は、「算定の透明性・公平性の向上」についてです。

算定ルールについては、これまでの協議からも都区双方の認識に隔たりがあると考えられますが、その差を埋めるべく、見直しを提案しているものであります。

都側は、算定ルールについて、都区で議論を積み重ね合意したものであり、その内容について大きな問題はないとの考えですが、区側が例年見直しを提案しているにも関わらず、問題ないとする理由について、都側の見解を伺います。

次に、第1回幹事会において、都側より、「算定除外経費として明確にすることを合意した各種システムの維持管理経費については、今年度も約半数の区から申請があるなど、事務の軽減には繋がっていません」との発言がございました。

昨年度の提案は事務の軽減のみを目的としたものではなく、算定の透明性・公平性の観点と合わせて行ったものであります。算定除外経費が明確になったことにより、若干ながら透明性を向上させることができたことから、今年度も引き続き取り組むべきと考えます。

第1回幹事会において、区側より、統一対応として算定除外としている事業について、毎年度各区に提示することを提案致しましたが、回答がありませんでした。改めて都側の見解を伺います。

都側が統一対応として算定除外としている事業は、当該区しか把握出来ない状態となっており、他区には周知されておられません。これを各区に周知することで、算定の透明性・公平性が高められ、かつ都区双方の事務の軽減にも繋がるものです。

以上、申請の規模が5%を下回った場合の割合の引き下げ、及び現行の算定ルールで問題ないとする理由、並びに統一対応として算定除外としている事業を全区に提示することの3項目について、都側の見解をお示しください。

私からは以上です。

#### 【都】

区側から、「各区は、現行の算定ルールに基づき「特別の財政需要」に該当すると考えられる事業について申請しているに過ぎません。」との発言がありました。これは、第1回幹事会で都側が発言した、「普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が5%を大きく超える規模で毎年申請されている」ことの証明であり、こうした財政需要を着実に受け止めるためにも5%が必要であると考えます。

なお、区側から、「申請の規模が5%を下回れば、割合を引き下げると考えていいか」との発言がありましたが、都はあくまでも現状における都の考えを述べたものであり、仮定の話にお答えできるものではありません。

次に、区側から、「算定ルールについて、区側から例年見直しを提案しているにも関わらず、問題ないとする理由」についての発言がありました。これまで何年にも渡ってお答えしていますが、特別交付金の算定にあたっては、「普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付する」と、地方自治法施行令に規定され、毎年度、申請されたすべての案件について、この規定及び算定ルールに基づき判断しています。そのため、現行の算定ルールは透明性・公平性の観点から、その内容について、大きな問題はないと考えます。

また、昨年度の区側提案は、「事務の軽減のみを目的としたものではなく、算定の透明性・公平性の観点と合わせて行ったもの」との発言がありました。都は「都区双方の事務軽減に繋がる。」この1点のみで合意しております。「算定の透明性・公平性の観点と合わせて」合意したものではありませんので、お間違いの無いようお願いいたします。

次に、都からの回答がないとのことですが、ただ今、申し上げたように、都は「都区双方の事務軽減に繋がる。」この1点で合意したことから、今年度の申請の状況をお話しし、「算定除外経費を明確化しても、事務の軽減には繋がっていない」ことを申し上げ、「算定ルールに基づいた適正な申請を」と第1回幹事会でお願いしたものです。

端的に言えば、事務の軽減に繋がっていないことから、今回の区側提案には合意するものではないということです。

私からは以上です。

## ■ 都市計画交付金

### 【区】

私からは、都市計画交付金について発言いたします。

第1回幹事会において、区側から「都市計画交付金の規模の拡大と交付率の撤廃・改善」、「都市計画事業の実態を検証するための情報の提示」、「都市計画事業のあり方についての協議体の設置」の3点について求めましたが、都側から明確な回答はありませんでした。

「各区から直接、現状や課題などをお伺いするなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応してまいりたい」といった、これまでと同様の発言を繰り返される都側の姿勢は、財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に取り組むという財調協議会における発言との矛盾さえ感じるところです。

我々は、特別区の代表として、財調協議に臨んでおります。「各区から直接、現状や課題などをお伺いする」というのであれば、この場において、区側が主張している現状や課題に対し、都側の見解を述べるべきであると考えます。

そこで、区側が提案している3点について、改めて、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

### 【都】

都市計画交付金につきましては、都区間で認識に違いがある中、都としては財調協議の場ではなく、今後も各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等を踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えておりますが、ただ今、区側からご発言のあった3点について、都の考え方をお示ししたいと思います。

まず1点目の「都市計画交付金の規模の拡大と交付率の撤廃・改善」についてですが、規模に関しては、予算の見積りに当たり、各区の状況をお伺いした上で所要額を積算しております。

また、交付率につきましても、算定要領に基づき、弾力的な運用を行っております。

なお、対象事業につきましては、各区から都市計画事業の実施状況や意向等をお伺いしながら、区施行の連続立体交差化事業の対象化や、都市計画公園整備事業の面積要件緩和など、様々な見直しを順次行ってまいりました。

2点目の「都市計画事業の実態を検証するための情報の提示」についてですが、東京都が実施している都市計画事業の実態を、この財調協議の場で検証する必要はないと考えております。

3点目の「都市計画事業のあり方についての協議体の設置」についてですが、都市計画交付金の運用に当たっては、繰り返しになりますが、今後も各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等をお伺いしながら適切に対応してまいります。

私からは以上です。

## ■ 保育所等の利用者負担の見直し

### 【区】

私からは、保育所等の利用者負担の見直しについて発言いたします。

第1回幹事会において、都側から発言があった国基準の状況については、変化があったとは認識しておりません。

しかしながら、区側は、これまでの協議においてもお示してきた通り、現行の国が定める上限額による設定が妥当とする、都側の考え方に賛同してきたものではなく、特別区の実態を踏まえた設定こそが、標準区として合理的かつ妥当な水準であると、主張をしております。

過去の協議においては、区側において、特別区在住の保育所利用世帯が都内市部の保育所に

通った場合を想定し、都内市部の各団体の保育料表に基づき検証を行った結果、特別区の利用者負担の実態が都内市部の平均保育料と同水準であったことを示しております。

また、総務省統計局が公表する小売物価統計調査によれば、令和3年4月時点における認可保育所及び認定こども園の2歳児1人当たり平均保育料は、特別区を含むいずれの調査対象自治体においても、2万円から3万円台の水準となっております。

このように、都内市部や全国自治体との比較においても、特別区の保育料水準が、一般的な市町村における保育料の水準から乖離しているとは言えません。このため、特別区の実態を踏まえた設定の方が、47,221円という国が定める上限額による設定よりも、標準区における保育料設定としては適切であると考えております。

こうした状況を踏まえても尚、国が定める上限額による設定が、標準区における合理的かつ妥当な水準とする根拠について、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

#### 【都】

ただ今、区側から、「国基準の状況について、変化があったとは認識していない」旨の回答がありました。

都は、区の認識論ではなく、事実の有無を確認したものでありますので、改めて、国基準の状況に変化があったのか、無かったのかお答え願います。

私からは以上です。

### ■ 耐震診断支援等事業費

#### 【区】

私からは、耐震診断支援等事業費について、発言いたします。

第1回幹事会において、都側から質問がございました、特定財源の設定について、お答えいたします。

特定財源は、耐震診断等助成費について、単価×対象件数で設定いたしました。

単価については、本年9月に実施した区側調査結果による実績単価を基本とし、都補助金に上限単価があるものは上限単価としています。

対象件数については、まず、都の耐震改修促進計画による住宅総数から、令和2年度までに耐震性を満たしたとされる住宅数を除きます。次に、総務省の住宅・土地統計調査による住宅数の区部割合を乗じた上で、不燃化特区と重複する部分を除いて設定しています。また、都補助金については、整備地域内外に分け、整備地域内の住宅数を対象としています。

私からは以上です。

#### 【都】

標準区経費の設定にあたり、区側から、「耐震診断等助成費」のみに特定財源を設定するとともに、一部の事業費については、防災都市づくり推進計画における整備地域内分のみを、都補助金の対象として特定財源を設定しているとの説明がありました。

第1回幹事会でも説明したとおり、現在、都は、区市町村が実施する普及啓発に係る経費を補助するとともに、整備地域内に限定せず、整備地域外も含めた都内全域における耐震診断・耐震改修等への助成に係る経費を補助することで、戸建て住宅等の耐震化を総合的に支援することとしています。

標準区経費の設定にあたっては、このような現在実施されている都補助事業や国補助事業の活用を前提に、特定財源を設定すべきと考えます。

具体的には、現在の特定財源の設定に加え、「東京都区市町村耐震化促進普及啓発活動支援事業」と普及啓発に係る国補助事業、「東京都戸建住宅等耐震化促進事業」に係る特定財源を設定すべきと考えます。

また、先ほど、特定財源の単価については、「本年9月に実施した区側調査結果による実績単価を基本」とするとの説明がありましたが、この実績単価について、どのように算出したのか、伺います。

私からは以上です。

## ■ 私立幼稚園等保護者負担軽減事業費

### 【区】

私からは、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費について、発言いたします。

第1回幹事会で申し上げましたが、特別区内の幼稚園等の平均保育料は、都の設定する補助基準を超えているため、幼児教育・保育の無償化後も保護者の負担が生じている状況にあります。

そのため、本事業は、特別区が都事業を補完するため、都と同じ目的で、保護者負担の軽減を図っているものでございます。

以上のことから、本事業の水準こそが、特別区域においては、合理的かつ妥当な水準であると考えます。

都側が、特別区域において、保護者の負担が生じることとなる都内一律の補助基準が、特別区における合理的かつ妥当な水準であるとするその理由を伺います。

私からは以上です。

### 【都】

合理的かつ妥当な水準についてのご質問がありました。

これについては、過去の協議において、「都事業については、都民が都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたものであり、合理的かつ妥当な水準である」と申し上げているとおりであります。

私からは以上です。

## ■ 35人学級への対応

### 【区】

私からは、35人学級への対応について、発言いたします。

第1回幹事会において、都側から確認のあった点についてお答えいたします。

学校教育法施行規則では、小学校における学級数は12学級以上18学級以下を標準と規定しており、現行の学級数を増とすることは、18学級を超過することになるため、標準区においては、適切なモデルではないと考えております。

このような児童数の見直しの対応は、地方交付税制度と同様の手法であることから、学級数ではなく、児童数を見直すこととしています。

また、各区の実態では、35人学級への対応として、学級数が増となりますが、その増加分については、数値確認により捕捉されることから、財調上も適切に算定されることとなります。

私からは以上です。

## 【都】

区側が標準行政規模の学級数を見直さない理由は、学校教育法施行規則において、18 学級以下が標準とされているため、18 学級を超えることは標準区のモデルとして適切ではないとのことでありました。

次に経常的経費について、2 点伺います。

1 点目は、測定単位「児童数」の経費について、児童数の引き下げに当たり、標準区経費も同様に引き下げ、単位費用に増減が生じないように調整することですが、この理由を伺います。

2 点目は、35 人学級となった場合、測定単位「学級数」で算定している経費について、児童の使用する机やイスなど、減少する経費が見込まれますが、こうした経費の見直しを行わない理由を伺います。

次に、投資的経費についてですが、区側提案は、35 人学級への対応により、実際には学級数が増加し普通教室が不足することから、特別教室等を普通教室へ転用するための経費を、標準区経費に算入するものとなっています。

しかし、先程の区側発言にもありましたように、標準行政規模の学級数は見直さないものとなっているため、標準行政規模の学級数は 612 学級で変わりません。

財調における標準行政規模の学級数が 612 学級のまま変わらないということは、標準区において、普通教室の不足は発生しないということになると考えます。

私からは以上です。